

会議等状況報告書

会議等の名称	小川にかかる橋梁に関する意見交換会	
日時	令和4年8月24日（水）午後6時30分～午後8時40分	
場所	岩崎台・香久山福祉会館 1階多目的ホール	
出席者	香久山地区住民	39名
	日進市 都市整備部区画整理課	近藤市長、水野副市長、蟹江部長、 上川原課長、石原課長補佐、水谷係長、榊原主事

会議状況要旨

市

- （司会挨拶）
- （市長挨拶）
- （出席者紹介）
- （本日の説明会の流れについての説明）
- （前回からの経過説明）
- （少人数による意見交換会の開催報告）

【少人数による意見交換会の開催報告への補足】

市民自治の回復を求める市民協議会

都市計画法施行令第25条第1号の規定と、株山環状線の基本的な機能に基づくと、通過交通が入る12m道路を株山環状線に繋ぐことはできない。

12m道路の通過交通対策は橋の工事より前に実現すべきである。

株山環状線の交通量は体感として現状ですでに限界である。

市は通過交通対策例の写真を示したが、まだ抽象的である。どのような対策により、どれだけの通過交通が阻止できるのか具体的に提示して欲しい。

市は梅森と香久山の利害調整ではなく、公共的な立場から株山環状線に通過交通を入れないと梅森の方に伝えて欲しい。

市と市民との信頼関係を構築して進んでいきたい。

香久山ナンキンハゼの会

香久山西部土地区画整理事業地内の道路が門木橋に繋がるように計画されていないのは道路設計に問題がある。

公団が香久山の土地を販売していた当時の経験からすると、今回の橋の計画は夢にも思わなかった。

小川沿いの遊歩道が橋により分断されてしまうのは問題だ。

【意見交換】

住民

市長は意見交換会での賛同が得られなければ予算執行は行わないという主旨の発言をしたにも関わらず、測量と予備設計の予算執行を事務局に命じたのか。

市

同意が得られなければ予算を執行しないということではなく、皆さんに説明せずに予算執行するようなことはしないと申し上げたものである。通過交通対策の議論は予算執行後でも可能であるため、皆様との議論は並行して続けていきたい。

住民

前回の意見交換会にて、香久山西部土地区画整理事業地は梅森区に属していると説明があったが、いつから梅森区になったのか。

市

元々梅森区に属している。

住民

なぜ「香久山西部」という名称を用いているのか。また、なぜ市はその名称の使用を認めたのか。

市

地権者の皆様で決められたものであり、市が指導するものではない。

住民

通過交通の定義は何か。

市

ある地域に関しその交通の内、地域を通過するだけで起終点が地域外にある交通と定義されている。

住民

香久山西部土地区画整理事業地内の商業施設または住宅から出発し、株山環状線を通して株山中央通線に抜けていく交通は通過交通である。

市

幹線道路で囲われた区域、今回で言うと東の株山中央通線、西の浅田名古屋線、南の白山黒石線、北の東山岩藤線で囲われた区域から出発し、当該区域内の補助幹線道路である株山環状線を通して幹線道路へ出ていく車は通過車両ではない。

住民

都市マスタープランの中で香久山西部土地区画整理事業はコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づく開発だとされている。この考え方に基づき、香久山地区とは関係なく区画整理事業地内のみ日常生活が完結するようにすれば幸せなまちになるはずであり、橋は必要ない。

市

コンパクト・プラス・ネットワークの考え方は、一つの地域内で生活が完結できるというものではない。例えば、香久山西部土地区画整理事業地や日生梅森園地区は香久山小学校区となるように、地域間のネットワークも必要なものである。

住民

1 2 m道路における通過交通対策は物理的デバイスの設置以外に選択肢はあるのか。

市

物理的デバイスの設置以外にも、交通規制の適用も考えられる。

住民

日進市の規則には、第4種第4級あるいは第3種第5級の道路には物理的デバイスを設置することができるかと定められている。第4種3級の1 2 m道路に物理的デバイスが設置できるのか。

市

設置は可能である。

(※日進市道路構造の技術的基準を定める規則第33条に、必要がある場合においては設けるものとされている。これは、必要がある場合の義務を規定したものであり、これらの路線以外を否定するものではない。)

住民

香久山西部地区の用途地域変更の説明会が開催されたとのことだが、なぜ市と区画整理組合の理事からこの場で用途地域変更についての説明が行われていないのか。また、1 2 m道路と小川に挟まれた地域を第一種住居地域に変更するというのは、通過交通を抑えようというこれまでの議論と矛盾していないか。

市

用途地域変更の説明会を開催することは前回の意見交換会にてお伝えしている。また、用途地域の変更は都市計画の運用指針に基づいたものである。

住民

以前の意見交換会での市長の発言は、意見交換会での説明なく予算執行しないという意味だったのか。それとも、意見交換会での合意がなければ予算執行しないという意味だったのか。

市

皆様への説明なく予算執行することはしないという意味である。

住民

市は株山環状線を守ると約束した。そのためには現状では12m道路は株山環状線に繋げないということ、予算執行するにしても早急に具体的な解決の方向の目途を立てなければならないということを梅森の方に伝えて欲しい。

市

交通対策について、土地区画整理組合の役員の方々や日生梅森園にお住いの方々と話し合いを進めていく。交通対策は物理的デバイスの設置だけではなく、株山中央通線や白山黒石線の渋滞緩和等にも取り組んでいく。また、香久山地区に入り込む車両についての交通量調査を実施し、交通対策の検討を進めていく。

【意見】

住民

現状では12m道路を株山環状線に繋ぐことはできないと、市長から梅森の方に伝えて欲しい。

香久山西部土地区画整理事業地内の道路を門木橋に繋げると、住宅の中の道路を通行しなければならなくなる。

公団から道路の使い方について説明は受けていない。また、公団の話はいつまでも続くものではなく、もう私たち自身で決めなければならないと思う。

香久山西部土地区画整理事業地内に将来住まわれたり店舗を営まれる方にとって12m道路への交通対策は不都合であるため、結局は交通対策は実現できないのではないか。

株山環状線に通過交通は入れないという市長の立場と、現状では12m道路を株山環状線に繋ぐことはできないため対策を考えて欲しいということを梅森の方に伝えて欲しい。

12m道路は株山環状線に繋げるのではなく、U字状にして白山黒石線にのみ繋げる形が良い。

市

補助幹線道路である12m道路を補助幹線道路である株山環状線に接続することは株山環状線の機能を阻害するものではないと考えているが、外からの通過車両も見込まれるため、どのように通過車両を排除するかの方策をご提案しているところである。

以上